

令和元年度 第11回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年2月10日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場 2F 大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年2月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年2月10日 午後3時05分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	×
	5	吉田 利明	×	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	21番 宮原 久子 22番 福永 高嗣					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地の賃借料情報の提供について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第4号 農地利用集積計画(第2回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは時間過ぎておりますので、始めていきたくと思います。皆様御起立お願いいたします。礼。それでは、只今から令和元年度の第11回総会を開会いたします。お手元に事前に送付しておりました総会次第につきましては、最初に議事録委員の指名についての後に、2. 報告、3. 議案の順になっておりますが、本日は、委員の方の一部、複数の委員の、日程都合の関係で、議事録署名委員の指名に続いて、3. 議案の方に入りまして、議案第3号を日程第2としまして、次に議案第2号の農地法第4条を日程第3とし、次に、議案第1号の農地法3条の規定による分を、日程第4としまして、議案第4号をその後、日程第5とした後に、報告事項行いまして、最後に協議事項ということにしたいと思っております。農地法5条の議案を、議案第3号を最初に、次に、農地法第4条の議案第2号を次に、農地法第3条の議案第1号を3番目に、その後議案第4号の議案を終えてから、報告案件に入るという日程で、進めていきたくと思います。それでは、最初に杉下会長から、ご挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。今日は朝早くから、参加して頂きましてありがとうございました。この総会が始まる前に、町長に要望書を提出して参りました。昨年11月に、農業者との意見交換会の意見をまとめまして、それを町長に要望書として上げてきました。報告しておきます。よろしくお祈りいたします。ただいまから、令和元年度第11回総会を開会いたします。本日、井手委員、吉田委員、濱田委員の3名から欠席届が出ております。そして、今日は土地改良区の研修会ということで、中村委員、それから廣瀬委員が途中退席となります。よろしくお祈りいたします。26名中23名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 本日の議事日程はお手元に配付の予定でしたが、複数の委員の行事日程の都合上、最初に、議案審議を行いたいと考えます。議案第3号の農地法第5条の審議を最初に行い、次に議案第2号、次に議案第3号、第1号、第4号の案件審議を行い、その後報告事案を報告したいと思います。お諮りします。この日程で、本日の総会を総会の進行することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。異議なしと認めます。それではこれより議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。今会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、21番宮原久子委員、22番福永高嗣委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

日程第2 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は31ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。最初に、申請番号18番ですが、資料は31ページ右側から38ページになります。譲渡し人、譲受人は共に、町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目・現況は畑。転用面積は31㎡となっております。移転する内容としては、所有権移転による贈与です。転用の目的は、自宅建物が敷地ぎりぎりに建てられていて、非常に狭く不便であり、大雨時には浸水の恐れなどもあることから、宅地の拡張を行うものです。33ページの地図をご覧ください。申請

地は、南稜高校の西に隣接しており、県道皆越免田線から北東に70mの辺りになります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、南稜高校及びあさぎり歯科クリニックから、500m範囲内にあり、上下水道管2管が埋設されている、町道の沿道にある第3種農地で、転用は可能です。34ページから事業計画書、資金計画書。36ページにかけて、自己資金の残高証明等を掲載をしております。第3種農地で周囲農地への影響もないことなどから、許可相当と判断しました。続いて、申請番号19番です。資料は、39ページから59ページになります。譲渡し人は、県内の個人の方。譲受人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目・現況ともに畑。転用面積が計6,622㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転による売買で、全体で300万円となっております。45ページの地図をご覧ください。申請地は、あさぎり中学校から南東へ約700m、県道皆越免田線から東へ1.7kmの辺りになります。申請地は、農用地区域の除外地ですが、申請地から連たんして農地が広がっておりまして、10ヘクタール以上の一団の農地内にある1種農地に該当します。1種農地は、原則転用不許可であります。不許可の例外として、申請人が集落内に居住し、その居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものが、例外として認められています。今回、転用申請の目的は、主に電気工事、太陽光発電事業を行っておる事業者のようですが、それに使用する資材置場及び事務所兼自宅となっております。48ページに、事業計画書。49ページ左側に資金計画書、右側に金融機関の融資予定証明を掲載をしております。49ページ右側の下の方、金融機関からこの法人への金融機関の残高証明が付けられていて、法人の代表である今回申請の事業者の個人へ、融資の証明という様なことで、資金の確認はできているところです。48ページの事業計画書左上の方に、土地の選定理由と、事業の目的・必要性を記載しておりますが、申請人は、資材保管のリスク分散の考え方から、県南部に資材を分散し、人吉インターから25分程度で移動できる土地を選定しているという様な事です。46ページに資材置場の計画図がありますけれども、南西側の町道に接する部分に、進入道路を確保した上で、南側の、ちょうどカーブの部分に事務所兼自宅を設置。電気工事資材を図のように、(1)から(6)それから(7)(8)のような荷受けスペースに分割して配置して、使用する予定とのことです。ただ、この右下にあります荷受スペースの内訳を、合計しますと5,290㎡となりまして、48ページの土地利用計画の全体6,622㎡ありますので、残り1,330㎡ぐらいは、何にされるのかがちょっと数値が合致していないので、更なる聴取が必要かと思われま。それから、47ページの左側がですね、太陽光事業に使う資材のこん包の状態のよう、状態図の様なものです。この47ページの右側に排水計画が出ておりまして、許可後に、土地の整地に合わせて暗渠管を設置して、雨水を処理するというようになっております。事業計画書には、汚水の発生はありませんとしてありますが、自宅兼事務所の汚水、洗面とかですね、洗い場とかの汚水とか、どうするんだろうということで、ちょっとその辺も疑問がありまして、更に、43ページ、特に、お風呂とかはどうするんですかっていうのは、ちょっとお尋ねしたんですが、このカタログを持って来られて、簡易シャワーなのかわかりませんが、これで対応するというのですが、ちょっとこれで日常生活を営むっていうのを言われても、ちょっと事務局としてもどうかなあと、考えるところです。一応計画としましては南側、それから西側の町道との間に法面がありますので、そちらは造成に合わせて不陸整正をして、計画地の外周にはネットフェンスを敷設し、除草を年1回以上実施するというふうなことになっております。51ページ右側に土地代替性検討表と、その次のページに、当該箇所の地図も添付されておりますけれども、いずれも、購入不適ということで、この地しかないという風な、説明となっております。なおこの案件につきましては、3,000㎡を超える転用案件に当たりますので、毎月開催予定の県農業会議の常設審議会に掛けなければなりません。ですので、事前に県の農林水産部農地担い手課の方と、手続等の調整は行っておるところです。もし、本日の審議が通りますと、今月20日開催の、県の常設審議会に諮問して、答申の決議を頂く予定となりますので、申し添え

ます。以上で、農地法第5条の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号18番の案件について、7番委員の藤本委員より、申請番号19番の案件について、16番委員の落合委員より、それぞれ報告をお願いします。

○7番委員（藤本 勇二君） 7番の藤本です。午前中、現地調査を行いましたので報告します。18番の案件につきましては、資料は31ページから38ページになります。先ず場所ですけど、37ページの地図を見て頂ければお分かりと思いますが、県立南稜高校のですね、運動場のですね南側の方に位置します。今井地区の住宅街の畑になりますけれど、戻ってもらって、35ページの敷地図を見て頂きたいと思いますが、譲渡し人の畑が、412の1番になりますが、譲受人の、この方とは親戚関係になりまして、以前この案件でですね相談はされたようでございますけれど、その当時は、複数の持ち主ということで相談ができなかったと聞いております。今回譲渡し人さんだけになるので、相談ができたということです。隣接、隣の畑との敷地がもうぎりぎりという事で、2メートルだけですね分けて頂いて、今回転用ということにお願いされたそうです。引き受けられたそうでございます。そういうことで、3種農地でもございますので、特段、問題は無いということで判断をいたしましたので、皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。

○16番委員（落合 武士君） 16番の落合です。申請番号19番ですが、資料は39ページから52ページになります。45ページの地図にあるように、現地は、上総合運動公園の東側になります。譲渡人は県内の個人の方、譲受人は町内の個人の方で、事務局に尋ねたところ、今回申請のために、住民票を移されたとのこと。今回転用する土地として2筆で、地目は畑、現況は、数年前から耕作放棄状態で、一部竹林化しています。転用面積が、計6,622㎡の、所有権移転による売買で全体で300万円となっており、反あたり申請地は、農用地区域の除外地で1種農地に該当します。事務局の説明にあったように、不許可の例外として、申請人が集落内に居住し、その業務上必要な施設として、例外として認められる資材置場ということです。転用の目的は、主に電気工事、太陽光発電事業に使用する資材置場ということです。提出された資料によると、41ページの右側にあるプレハブの現場事務所らしきものが、事務所兼自宅とのことですが、とても居住できるようなスペースもなく、間取りも台所やトイレもなく、申請人が居住する要件を満たしているとは言いがたいと思われまます。43ページに、避難所での持ち運び型のシャワーの掲載もしてありますが、とても居住に使うとは思われません。46ページですが、資材置場の計画図の荷受けスペースについても、合計5,290㎡となっていますが、残り1,332㎡の用途が不明となっております。47ページの排水計画について、居宅を構えて生活する上で、雑排水が無いとは考えられないと思われまます。流しや手洗い、排水はどうするのかと思われまます。造成にあわせて、不陸整正に除草等は行い、外周にネットフェンスを敷設する計画となっているようです。十分な資金は、確認はできました。51ページからは、代替地の検討も載っております。また、52ページは地区の区長と水利組合から同意書ももらっておられます。このまま荒れた農地として放置するのもどうかと思われまますが、今回申請の要件の一つである居住要件が満たされていないのではないかなと思われまますが、皆さんの御審議をお願いいたします。以上で現場調査班の説明を終わります。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○21番委員（宮原 久子さん） 21番宮原です。資料についてですけど、35ページの資金計画書の事業者名が譲渡し人になってますけど、訂正方お願いいたしたいと思われまます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 申し訳ありません。譲受人さんの誤りです。すいません35ページ譲渡し人と書いてありますが、譲受人の誤りです。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。次に、申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○24番委員（平川 勇君） 24番平川です。午前中現地を確認したんですが、大体これ数年前から、いわく付きの案件で、要件を満たすために、ただ手法を変えただけであって、住居というか、住む意志が、何かこの説明分では、ないんじゃないかなと思います。第1に現場がですね、農地を農地として管理していない点と、それと農地に勝手にプレハブを建ててる。何かちょっと信用ができません。以上です。はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかに。はい。

○25番委員（重信 洋一君） 25番重信です。3番委員にちょっとお尋ねしますが、今、同意書というのはどういう意味で出したんですか。

○3番委員（中村 金一君） これは、一応申請があった場合に、ここの場合は畑だったと思うんですから、何というんですか土地改良区のほら、水に関するあれから見たときは、それが無かったかなあということで、局長の方から話があって、一応、石坂の区長さんの方からも、そういう同意があったということで、区長さんが同意しとつとなら、よかじやろうということで、場所的に、私もはっきり把握してませんでしたので、ついてあるんだと思います。

○25番委員（重信 洋一君） 区長さんにも居られないので、聞く訳にもいかないもので、貴方が居るので貴方に、どういう風で同意書を出したのか知りたかったんで聞いた訳です。

○23番委員（林田 樫臣君） よろしいですか。はい。23番林田です。先ほど、24番委員さんからちょっと話がありましたとおり、関連しますけれども、例えばプレハブが今建っていますけれども、これについては、違反転用ではないかという疑いもありますので、この辺の説明とですね、畳3畳分のプレハブを住居として使うということになってはいますが、事務所兼住居として使うという事になっておりますが、台所、トイレ、風呂、電気、ガス、水道、下水道ですね、こういうものがなくても、住居として認められるのかどうか、ちょっと事務局の方の詳しい説明があれば助かります。お願いします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。最初に、24番委員からお尋ねのお話がありました、既にプレハブが建っている件に関してですけれども。申請人の話によればですね、現状がかなり荒れていて、今朝も皆さんご覧になったかと思うんですが、今回の申請を行うのに、測量とそれから周囲の下草を刈らないと、作業ができないので、一時的に作業小屋として、プレハブの小屋を設置というか、置かせてもらったということで、一時的に作業されるのであれば、まあこういったら何ですけども、黙認したというか。当然、すぐ撤去されるものだろうと、こちらも思っておりましたけれども、それがですね、その後ですね、申請段階になって、今度はその作業小屋だったところを、これをもって、自宅兼事務所として、住むことにしますと。で、電気も引きますとかいう話を、され始めたんですけども、それではちょっと困るということで、もし、職務代理の方から御指摘があったようにですね、そのまま、許可が出る前に、今の段階で、プレハブ小屋を置いて置くようなことであれば当然違反物件となりますので、継続して設置されるようであれば、違反物件

として、指摘をして撤去させるという方向で考えております。それからですね、この、3畳程度の仮の現場事務所風に見えるものについてですね、これが住まいと認められるかということで、転用許可の内容をいろいろ記載した、県の方で作っているマニュアル等についてはですね、普通、人が住んでいる前提で、その人が日常生活あるいは業務上必要な施設とは何かと、いう風な規定はあるんですけども、一般的に人が住むってということについてのですね、定義づけは、この転用の許認可のマニュアルには、特段定められておりません。ですので、一般通念的に言えば、住むスペース、居宅スペースがあって、寝る部屋があって。委員御指摘のように、台所とか、トイレとか、お風呂とかあるのが、普通住む家の要件と思われそうですが、そこら辺の細かい規定はないので、県の担当とも協議した時にですね、水道・下水道を繋いでいる、繋いで無いていうのは、住居の要件とはならない。という、これは例えば、山間部等には水道がないところもありますし、下水道がないところもあるので、必ずしも水道・下水道を繋ぐということは要件ではない。という風な話は、聞いております。事前の打ち合わせに来られた時からですね、この状態だと、ちょっと自宅と言える状況とは認めがたいですよ。という事で、今回2回目の提出なんですけど、この間取りとかをですね、記載した図面とかの、提出も求めているんですけども、単なるプレハブの平面図と立面図だけしか、出ておりませんで、ちょっとこれじゃ難しいかもしれないですよ。という事は申請人の方にも言っております。それから、県の方と話している段階でもですね、住むと言っておいて、許可した後に住んでいないという実態があると、これは虚偽申請となりますので、許可の取り消しになる要件になりますから、注意して下さいという事は言われておりますので、そのことは、申請人の方にも、申し伝えておこうとは思っております。一応今のお尋ねに関しては、以上ですが、それから申請人の方の説明の中にですね、何でこの小っちゃい建物でされるんですか？って聞いたら、4坪を超えると建築基準法に引っ掛かるので、3坪以下のものにしたと、言われるんですね。建築基準法に引っ掛からない建物に、何でされるのかっていうことも考えると、如何なものかなっていう風な、ちょっとですね、おかしいのかな。っていう風なところも思いますので、あと皆さんのほうから、ちょっと御意見も伺いながら、審議の判断にして頂ければなあと思いますので、皆さんの意見をよろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、どうぞ。

○7番委員（藤本 勇二君） 7番藤本です。御存じのようにお隣にはですね、肥育農家と繁殖農家がおられるわけですので、恐らくですね、数えてみてはないですけど150頭近く牛がおると思います。堆肥舎もありますし、鋸屑小屋もあります。そういうところにですね、わざわざ、居住地・家を建てるかなと。そしてそこに住むかなと。というのが私は疑問に思いますので、ちょっとおかしいという風に判断をしているところです。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。はい。

○23番委員（林田 樫臣君） 23番です。えーとですね、住むという事になればですね、やはり区費とか、また隣保班とのつき合いとかも出てくると思いますけれども、その辺は、聞いておられるんでしょうか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） えーとですね、そこまでされるかっていうのは、ちょっと聞いてないので。県の担当と話したときにも、住むって要件について、どこまで掘り下げることが、確認して良いものかっていうのが、ちょっとあるんですけども。一応どういう生活実態でなされていくのかっていうようなことはですね、今後、どういう風に生活していく方針ですかっていうのを、何かこう、書いて出していただければ、総会の審議の時にも、委員の皆さんにも、分かり易く説明できますけど。という事で、それは求めているんですけど、そういう様なものはちょっと提出されてないですし、区費を払うとか隣保班に入るとかいうのも、聞いておりません。それも先ほどの話と同じで、そこまで、しないと住むと言えるのか、言えないのかっていうのは、ちょっと微妙なところですが、一応今回の申請に関してはまだ聞いておりませんが、

ちょっと参考となるかと思いますので、申請人の方には、その辺の考えは改めて尋ねたいと思います。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかに。はい。はい、どうぞ。

○23番委員（林田 樫臣君） すいません。もう一ついいでしょうか。ですね説明の中でですね、事業計画書と配置図とで面積が違うっていう話もありましたけれども、24ページですね、定款にあります再生エネルギーを利用した発電事業及び売電事業ということですけども。47ページにありますような資材、機材をですね、年中5,000㎡置かっていう必要があるのかどうかっていうのも、考えさせられるところですけども、事務局の意見ををお願いします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。とですね、県のマニュアルに拠ればですね、資材置場の場合には、必要な面積は個々の事情に応じて判断をするということになっておりまして、申請者の業種、例えば建設業とか電気工事業とか、その事業、経営の内容を踏まえて、必要とする理由と、資材の種別の量あたりを審査をするというふうな、審査の要領はあるんですが。これも県の担当の方と話をしたんですが、そのためにですね、今言われたような44ページに、この方が営む法人の44ページの左側に定款ですね。この目的第2条に、ここの法人さんがなされている業務内容が記載されておりますし、44ページの右側が、ここの法人の履歴事項全部証明書でして、これも目的の欄のところには1から9までの、事業内容が記載をされております。これらの事業をなされていることは確認はしておりますが、その事業量とですね、資材置場の数量をですね確認する術が、ちょっとこちらにもないっていうことと、県の方も、そこを数量が、どの事業でどれだけの取引高があるから、何平米必要という基準は、県の方でも持ち合わせはない。ということなので、事業者からの話を聞いて、各市町村農業委員会で、判断をされてということで、県の方は、何ですかね、行っているということでしたので、置かれる想定は47ページの左側にあります、太陽光発電に使う資材のコン包的パッケージの絵ですね、46ページの資材置場計画に（1）から（8）まで、こういう風に置きますという風な、計画と説明は聞いておりまして、あと、今日の説明にもですね、この47ページのパッケージ資材のまとめて置いてある、この事業者がですね、既に資材置場として使っていたところの、写真等も、この申請人が持っておられましたので、その写真も、一緒に提出してくださいと。できればその場所も分かるようなところを出して頂ければ、今日の審議にも、参考になると思いますからということで、これ求めておりましたけれども、提出があっておりませんので、今日の資料としては、ここまでの提示ということになっております。ですので、まあピーク時にある程度の資材の面積が必要ということであれば、許可せざるを得ないのかなっていうことは、思いますが、委員がおっしゃられたようにですね、年中これだけ6,000平米近い面積が必要かどうかっていうのは、再度、聴取して確認をしていきたいと思っております。事業計画書にありましたように、48ページの事業計画書にありましたように、以前は、益城町の農業用倉庫を借りて、おったんですけども、熊本地震の際に屋根があるところだったので、天井が落下して資材に損失を受けたということで、露天でも大丈夫だというふうな話と、申請人の実家が人吉にあるので、取引先も県南から鹿児島、宮崎方面に広がりつつあるということで、人吉インターから25分ほどのこの地を選定したというのが、当人申請人からの、説明となっております。一応、以上で説明とさせていただきます。はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい。ほかに。はい。どうぞ。

○22番委員（福永 高嗣君） 22番福永です。この圃場に、その圃場に住宅作らなくても、あさぎり町内のアパートとか借りた場合は、どうなるのですか。良かつですか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。えーとですね集落に、その集落に住んでいる方の日常生活・業務上に必要な施設ということになりますので。ここが石坂地区ですかね。石坂地区から連たんして広がっているエリアの集落の中に、今委員がおっしゃられたように、借家を借りるとか、アパートに住んで生活するとか。という事であれば当然、それで、認められる案件になります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、よろしいでしょうか。はい。

○2番委員（橋口 丈一君） 2番橋口です。石坂の区長の同意書には賛同いたしかねます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ほかに。はい。

○3番委員（中村 金一君） 3番の中村です。あさぎり町の住所を取ったという事ですけども、その住所の場所はどこですか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） あのですね、現地なんですよ。あのプレハブが置いてある筆のところで、住民票を何故か取られて、普通取れないと思うんですけど。どうにかして取られたんじゃないかなと思います。

○3番委員（中村 金一君） その場合ですよ。何か本店は福岡に移転して熊本で、多分、本店は福岡で、自宅兼本社は熊本かなと思うんですけども、そこで尋ねられるか分からんですけども、そういった場合に、ここに、週何日か、それとも月何日、泊まる意思があるのか、確かめることもできるんですか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） そうですね。もう住まいとして、今回申請されるんですよという事で聞いてますので。その前提で話を聞いてますが、言われてみると、そこまで話は詰めて聞いてませんが、寝泊まりをして本社に通われると。多分本社は熊本市ですので、通勤して、されるんですね。っていうのはちょっと念を押して確認したいと思います。何かちょっと聞いているところにただ、この土地を確保するために、ちょっと聞いたのは、ここにただ、この土地を確保するためだけに住所を確保したっていう感じに見えるものですから。そこんこお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかに。はい。

○4番委員（村田 新一君） 4番村田です。もう多分5、6年位あーやってほったらかしてあると思うんですけども、近く住民の方は、あの土地をどういう風に思ってもらえるのか。その辺の聞き取り調査とかはしてありますか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 聞いて回った訳ではありませんが、周囲にお住まいと周囲に、農作業をされておられる方がですね、農業委員会の方に、あの土地はどうなってるんだ？と。荒れ放題になっているけれども、何か転用というか、何か事業者が何か、しようとしているのを農業委員会の方が拒んでるんじゃないか？っていう風な、とかいう話が、お問い合わせが、あつてまして、適合しない案件なのでなかなか許可が出ないところですっていう説明をしますけれども。そのときに、もう荒れ放題になるようであれば、そういう事業者に任せてきれいに管理してもらったらどうかっていう風な、意見があります。ただ、周囲の住民の方々にちょっと聞きとりはしてないので、それが代表の声なのか一部の声なのかは、ちょっと定かではないということです。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい。ほかに。ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号19番の案件については、複数の委員から、住居案件等の住居要件等について、意見がありましたので、審議保留にすることにします。申請者には、本日の審議検討を説明し、一旦、取り下げてもらい、要件に適合するような計画書の提出が揃った場合に、審議に掛けることとします。審議保留とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号19番の案件については、審議保留とします。

日程第3 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。それでは、農地法第4条の許可申請について説明をいたします。資料は25ページ、25ページから30ページになります。申請者は、町内の個人の方で、転用する土地としましては、一筆。地目・現況ともに田で、転用面積が3,415㎡のうち、400㎡となっております。転用する目的としましては、農業用倉庫の建築です。申請地は、26ページ右側の地図にありますように、岡原もぞか保育園から西に450mの辺りで、農業振興地域整備計画の農用地区域内です。29ページの地図にありますように、申請地の北側の角に、農業用倉庫を建設予定でして、農用地区域内ですので、30ページ右側農業振興地域整備計画に係る、農業用施設用地としての、変更届を済ませておられます。27ページの事業計画書にありますように、申請人の保有する農業用機械が増えた事から、自宅敷地内にある既設の倉庫に入り切れず、これまでは他の資機材とともに、露天に置いていた為に、新たに農業用倉庫を建築するものです。以上で説明を終わります。審議方お願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号2番の案件について、21番委員の宮原委員より、報告をお願いします。

○21番委員（宮原 久子さん） はい、21番宮原です。4条の案件について説明いたします。資料は25ページから30ページになります。場所は、岡原支所より岡原給油所方向へ、岡原ライスセンターより200mを左折200mのところ。住宅に隣接します現地に、農機具倉庫を新設の計画です。計画書・配置図等添付されておりますので、ご覧下さい。現地調査、問題ないと判断してきました。御審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号2番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。ここで一旦休憩とします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは、35分に再開したいと思います。よろしくお願ひします。

（中村委員、廣瀬委員 所用で退席）

< 休 憩 >

日程第4 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、総会を始めます。日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。農地法第3条の許可申請、4件について説明いたします。資料は4ページからになります。今回は賃借権の設定が1件、所有権移転3件の審議をお願いいたします。最初に申請番号14番ですが、資料は4ページから8ページ左側になります。譲渡し人譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が合計5,021㎡となっております。設定する権利としましては賃借権の設定で、反当たり1万円となっております。場所は、7ページの地図のとおりでして、7ページ右側ですね。あさぎり町役場上支所から北に250m、県道皆越免田線の西側80mの辺りになります。譲受人は、申請地に飼料作物を作られる予定です。次に申請番号15番ですが、資料は8ページ右側から14ページになります。譲渡し人は県外の個人の方、譲受人には町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が、合計616㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で反当たり56万8,000円となっております。場所は、12ページの地図をご覧ください。福留公民館から南に80m、やっつろう館から50mの辺りになります。この筆に関しては、昭和初期の抵当権が残っていましたが、現在抹消手続が完了見込みでして、14ページの左側に抵当権抹消の確約書を付けております。申請人は、譲受人は申請地に水稻を作られる予定です。次、申請番号16番ですが、資料は14ページ右側から、19ページの左側になります。譲渡し人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が合計1,835㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で全体で40万円となっております。場所は18ページの左側の地図のとおりでして、一筆は、石坂公民館から北東に450m。もう一筆は同じく石坂公民館から南東250mの辺りになります。譲受人は、申請地に水稻を耕作の予定です。次に申請番号17番ですが、資料は19ページ右側から24ページになります。譲渡し人は町内の個人の方、譲受人は町外の個人の方です。町外の方ですので、耕作証明書を、24ページの方に、付けております。移転する土地としましては、2筆で、地目は台帳・現況、それぞれ一筆が畑、一筆が田になります。面積が合計1,245㎡となります。移転する契約としましては、所有権移転で反当たり100万円となっております。場所は、23ページの地図の通りで、あさぎり駅から南に50メートルの辺りになります。譲受人は申請地に米と、申請書上では、野菜を作られるという事になっておりますが、現況は粟畑になっておりますので、恐らく粟の耕作を続けられるのではないかととなっております。それから先ほどの場所の件ですが、あさぎり駅から北に50メートルの辺りです。訂正いたします。以上の農地法第3条2号各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号14番の案件については、25番委員の重信委員より、申請番号15番の案件については、21番委員の宮原委員より、申請番号16番の案件については、10番委員の恒松委員より、申請番号17番の案件については、16番委員の落合委員より報告をお願いします。

○25番委員（重信 洋一君） 25番重信です。14番の案件に説明いたします。資料は、4ページの右から、8ページまでです。場所は、免田駅前から上小学校方面に真っ直ぐ来て、百太郎渡って1回目の交差点の農道を右に行ったところの、百太郎のすぐ上です。ヘルシーランドから北へ100m200mぐらいのところがありますが、今、飼料作物を植えつけられて、管理は非常にきれいにしてありました。皆さんの審議方よろしく願いいたします。

- 21番委員（宮原 久子さん） 21番宮原です。15番の案件について、説明をいたします。資料は、8ページ右側から、14ページまでです。申請地の場所は、岡原支所から岡原給油所方向へ行きます。右折して、南へやっつろ館の裏側でございます。譲受人のお住まいと隣接しておりまして、譲受人は湯前町に水稻を耕作されております。現地はきれいに手入れされておりました。御審議方よろしくお願ひいたします。
- 10番委員（恒松 純生君） 10番恒松です。申請番号16番を説明いたします。ページは14ページから19ページになります。字新石坂の808の1ですけれども、あさぎり中学校より下に300m行ったところですよ。もう一つが、字割地1196の1が、春日会館より東へ1kmぐらい行ったところの右側ですよ。2枚とも畔草も刈られ耕うんされて、よく管理されておりました。審議方よろしくお願ひいたします。16番落合ですよ。申請番号17番の案件ですが、資料は19ページから19ページの右側から24ページになります。23ページにあります地図によりまして、駅の裏北側に当たります。一筆は畑、一筆田んぼ、台帳・現況とも、変わりありませんでした。で、畑の方に栗のほうが植えつけておりました。して、畑も田んぼも、きれいに適切な処理・管理されておられていたので、別に何の問題はないかと思われまふ。審議方のほうよろしくお願ひいたします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めまふ。申請番号14番の案件について採決まふ。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願ひいたします。（賛成者挙手）
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、原案のとおり決定まふ。次に、申請番号15番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい、はいどうぞ。
- 14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場ですよ。ひとつお尋ねというところで、資料13ページの右側になりますよ、奥さん名義で耕作証明書ということで、出されているんだらうと思ひまふが、発行が湯前町になっておりまして、これは湯前でも作られているという事なんですよ。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） ですね、譲受け人さん御夫婦が農業でして、主にこれは、奥様の方の名義の所有地をメインに営まれているという事で、まあ、出作というか。湯前と言っていいのかな。湯前町の農地のほうで、通常主な農業はされているという風に聞いておひまふ。
- 14番委員（的射場 洋一君） 基本的にその、農地の取得要件を満たす証明と思ひて添付してあるんですよ。じゃ問題ありません。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 村田委員、補足説明は良かですか。
- 4番委員（村田 新一君） 現状を今日行ったところ、宅地後がもうきれいになつとって、その横にちよつと田んぼがあるわけですよ、そこを奥さんという形で、夫婦でしよんなつとですよ。だけん問題ないと思ひまふ。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） いいですか。はい、ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めまふ。申請番号15番の案件について採決まふ。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号15番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定しました。はい。次に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場です。個人的には売買上の問題ないと思うんですが、一つだけお聞かせ頂きたいのが、案件の土地の区分なんですが、ここは第3種ですか。3条の方に載って来ない要件なので、そこだけ確認させてもらえればと思います。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 箇所が、もし転用とかの場合に、3種になるのかっていう何種農地なのかっていうお尋ねですよ。駅から300m範囲内です。駅から300m以内ですね。役場・駅から300m以内は3種農地。病院、学校等から500m内で上下水管2管理設が沿道沿いであれば、3種。確か役場と駅は、300メートル範囲内はほかの条件なしで3種だったと思います。はい。です。ここは多分入り口のところまで下水管も来ているので、可能性も、先ず間違いなく3種です。はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。一部賛成、賛成多数です。したがって申請番号17番の案件については、原案のとおり決定しました。

日程第5 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、農用地利用集積計画（第2回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは利用権設定に係る分について、まず御説明いたします。資料は54ページからご覧下さい。申請番号60番から99番は、期間満了に伴う、賃貸借権の再設定になります。申請番号100番から102番につきましては、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号103番から116番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号117番から118番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号119番から124番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定になります。申請番号125番は、期間満了に伴う転貸による使用貸借権の再設定です。申請番号126番から128番は、新規の転貸による賃貸借権の設定です。資料57ページ左側をご覧下さい。申請番号129番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。申請番号130番から131番は、期間満了に伴う農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかわる分について説明をいたします。資料は57ページ、右側からご覧下さい。今回の申請は8件です。申請番号5番から8番は相手側の要望により、熊本県農業公社が借り入れをするものです。申請番号9番から12番は、公社が買い入れた土地を売り渡す

ものです。次に売買価格についてですが、申請番号5番から7番までの買入れ価格は、ともに10アール当たり70万円です。申請番号8番の買入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号9番の買入れ価格は、10アール当たり20万5,000円です。申請番号10番から11番までの買入れ価格は、ともに10アール当たり51万2,500円です。申請番号12番の買入価格は10アール当たり、71万7,500円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。58ページから62ページにかけて、申請地・位置図・利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を合わせて載せております。なお、申請地区は5から8番の農地のみを掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、農用地利用集積計画（第2回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画（第2回）について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第6 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ左側をご覧ください。今回は、16件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号5番は、契約内容変更と自作のため。申請番号6番から7番が、小作料変更のため。申請番号8番は、第三者貸し付けの自作のため。申請番号9番は、第三者貸し付けと農地中間管理事業貸し付けのため。

申請番号10番から14番が、第三者貸し付けのため。申請番号15番から20番が、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第7 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、報告第2号、農地の賃借料情報の提供について、報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは説明いたします。資料3ページ右側をご覧ください。あさぎり町の農地の賃借料情報提供のため、平成31年1月から令和元年12月までに賃貸借として町の公告に付されたものから、集計した10アール当たりの水準です。まず、地目・田の平均ですが、上地区が2万2,900円。前年比プラス2,200。免田地区が2万1,600円、前年比プラス100。岡原地区が1万9,800円。前年比プラス1,100。須恵地区が1万7,500円。前年比マイナス1,300。深田地区が2万400円。前年比プラス700で、あさぎり町全体では2万800円、前年比プラス900となっております。次に、地目・畑ですが、あさぎり町全体で8,000円、前年比プラマイゼロとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 御起立願います。礼。

閉会 午後3時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 21番 宮原 久子

あさぎり町農業委員会 署名委員 22番 福永 高嗣

